

令和6年度農林水産物マッチング事業（交流会業務） 公募型プロポーザル募集要領等に関する回答書

令和6年8月21日
福島県農産物流通課長

令和6年度農林水産物マッチング事業（交流会業務）公募型プロポーザル募集要領等に関する質問への回答は以下のとおりです。

No.	質問	回答
1	業務仕様書2(1)ア(ウ)、(2)ウ 展示商談会・並びに食の交流会に関して、同日の開催となっておりますが、開催場所（部屋）は別とし、展示商談会の実施後、食の交流会を実施するという認識で合っておりますでしょうか。	展示商談会と食の交流会は、別部屋での実施を想定していますが、食の交流会の準備時間によっては、一部使用することも考えられます。趣旨や対象に照らし、適切な開催手法を含め企画を提案してください。
2	業務仕様書2(1)ア(イ)、(2)イ 展示商談会の参加バイヤーと、食の交流会の参加流通事業者は、重複して問題ないでしょうか。	展示商談会の参加バイヤーと、食の交流会の参加流通事業者は、重複しても問題ございません。それぞれの趣旨を踏まえて、適切な参加バイヤー、参加流通事業者を含め企画を提案してください。
3	業務仕様書2(1)ア(イ)、(2)イ 展示商談会の参加出展事業者と、食の交流会の産地関係者は、重複して問題ないでしょうか。	展示商談会の参加出展事業者と、食の交流会の産地関係者は、重複しても問題ございません。それぞれの趣旨を踏まえて、適切な参加出展者、産地関係者を含め企画を提案してください。
4	業務仕様書2(2)エ(ア) 食の交流会に関し、「県産農林水産物を使用した料理や試食を会場全体に展開する」とありますが、これは、出店事業者による取り扱い農林水産物を使用した試食コーナーを各出展事業者が展開する、という意味でしょうか。それとも、出店事業者とは別に受託者が独自で試食コーナーを用意する（またはその両方を展開する）想定でしょうか。	食の交流会の「県産農林水産物を使用した料理や試食を会場全体に展開する」における試食を展開する者は、出展事業者若しくは受託者又はその両方でも構いません。 なお、業務仕様書2(2)エ(イ)「県産農林水産物の魅力を伝えるブースを設置すること。」とも連動してください。